

リサイクルステーション

- ◇とき 6月5日(日) 午前9時～11時(時間厳守)
(時間外の場合は、お受け取りできません)
 - ◇ところ 旧日本ラインシュロス駐車場(太田橋東側)
 - ◇回収対象 市内在住者で、一般家庭のものに限ります
 - ◇回収品目
 - ①新聞紙 ②雑誌 ③折り込みチラシ ④ダンボール
 - ⑤紙箱(せっけん・シャンプー・リンス・たばこ・トイレトペーパーのしんなど芳香剤加工した紙容器は再生紙ができなくなりますので回収しません)
 - ⑥牛乳パック ⑦使用済み食用油 ⑧古着(春夏物衣料品、綿素材のもののみ回収します)
 - ⑨アルミ缶 ⑩ペットボトル ⑪発泡スチロール・食品トレイ
 - ⑫割りばし(洗って乾かす。竹ばし・塗りばし・焼け焦げたばしは回収しません)
- ※時間帯によっては駐車場が混雑しご迷惑をおかけします。時間に余裕をもってお越しください



◇相談1
1年半前に、電話で指導が受けられるサービスが付いた教材の購入契約をしました。指導期間終了直前に、その業者から、電話指導の更新をするようにと再び勧誘されました。しかし、高額で支払えないので断ったところ、「前回のクレジットの残金と相殺するので、今回の分のみ支払ってもらえばいい」と言われて、契約の更新を承諾しました。しかし、業者が前回分を支払ってくれたのは5カ月間のみで、結局、私が20分総額約105万円の返済をしなければならなくなりました。話が違つたので業者に何度も電話をしていま

言葉巧みに複数のクレジット契約をさせる教材販売業者にご用心!



窓口は… 消費生活相談情報
中濃地域振興局振興課
電話 0574-25-3111
(可茂総合庁舎内)
岐阜県消費生活センター
電話 058-265-0999

◇相談2
3年前に、電話かFAXでの指導付き教材の購入契約をしました。指導期間満了後、指導更新勧誘のため業者が訪れ、「解約の相談にはいつでも応じます」と言われ、契約更新を2回しました。2回目と3回目の契約期間が重なっている分は業者が補てんするという約束で、しばらく私の口座に入金されていましたが、半年前から入金がなくなり、2つの返済が残りました。2つとも必要がないので解約したいです。

◇処理1
当初の約束と違う旨を、内容証明郵便で業者とクレジット会社に通知しましたが、業者からの連絡はなく、クレジット会社も「教材の売買契約は成立しているため解約はできない」という回答でした。そこで、電話指導付きの教材販売であることから、特定商取引に関する法律(以下「特商法」)で規定している「特定継続的役務提供」の家庭教師派遣に該当し、法定の損料(※1)を支払えばいつでも中途解約ができると主張し、2度目の契約については中途解約するよう交渉中です。

すが、一向に解決してくれませんが、どうしたらいいですか。

消費者へのアドバイス

- ①クレジット契約をする場合は、契約書面の内容をよく確認してください。購入した商品名や価格、割賦手数料と総額、返済額など、細かくチェックすることが必要です。
- ②業者は消費者と親しくなったころ合いを見計らって、「手続きは当方でやっております」などと親切心を装い、クレジット契約を勧めます。たとえ、業者の言うなりに契約したとしても、契約の当事者は消費者自身であることを忘れてください。
- ③消費者が、業者の「当社が責任をもって返済します」などの言葉をうのみにしたばかりに、知らぬ間に複数の契約をさせられてしまうことがあります。十分注意してください。また、業者からの入金は一時的「見せ金」で、二重、三重契約であることがすぐに露見しないために使われる手段です。「業者から入金される」と、安易に信用するのは大変危険です。

◇処理2
特商法では、指導付き教材は家庭教師派遣に該当し、法定の損料を支払って中途解約ができることとされていますので、2つの契約は早急に中途解約手続きを取るよう助言しました。

※1特定継続的役務取引とは、「特商法」で、継続的に役務(サービス)を提供する取引形態の6業種を特定し、中途解約による解約料の上限を定めています